

江田島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

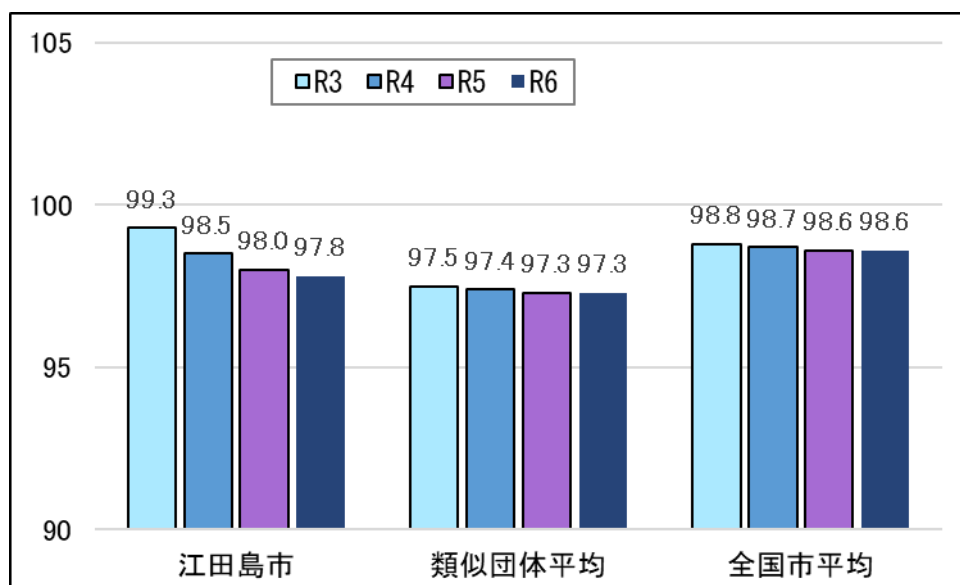
区 分	住民基本 台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R4年度の 人件費率
R5年度	20,996人	15,392,357千円	38,375千円	3,327,259千円	21.6%	20.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体 平均一人 当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	321人	1,233,190千円	209,373千円	513,355千円	1,955,918千円	6,093千円	5,916千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

江田島市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

月例給の給与改定率及び特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R5年度	本市には人事委員会を設置していないため、記載していません。					+ 1.1 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R5年度	本市には人事委員会を設置していないため、記載していません。					4.4月 →4.5月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

- 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。
- 1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は、引下げなし。
- 3級以上の級の高位号俸は、50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げた。
- 平成30年3月31日までの間の経過措置として、改定後の給料が平成26年度末に受けていた月額に達していない職員については、その差額を給料として支給した。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

本市は地域手当の非支給対象地域であるため、見直しは行っていません。

（支給割合）

江田島市一般職の職員の給与支給に関する規則第 17 条で支給対象地域を広島市と規定し、派遣等により広島市へ勤務している職員については、地域手当を支給しています。

本市では、国基準 10％ではなく、広島県基準と同じ 6.2％を支給しています。

（参考）

	支給 対象 地域	支 給 割 合				
		R2	R3	R4	R5	R6
国基準による 支給割合	広島市	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
広島県及び本 市の支給割合		6.2%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%

③その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
江田島市	44.3歳	333,985円	386,667円	357,401円
広島県	43.2歳	330,092円	408,535円	368,685円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	405,378円
類似団体	42.6歳	318,300円	374,345円	343,522円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		江田島市	広島県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	205,537円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	173,729円	166,600円
消 防 職	大 学 卒	202,400円	—	—
	高 校 卒	170,900円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上 30年未満
一般行政職	大 学 卒	278,500円	309,900円	361,100円	385,900円
	高 校 卒	225,400円	291,900円	360,500円	365,300円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

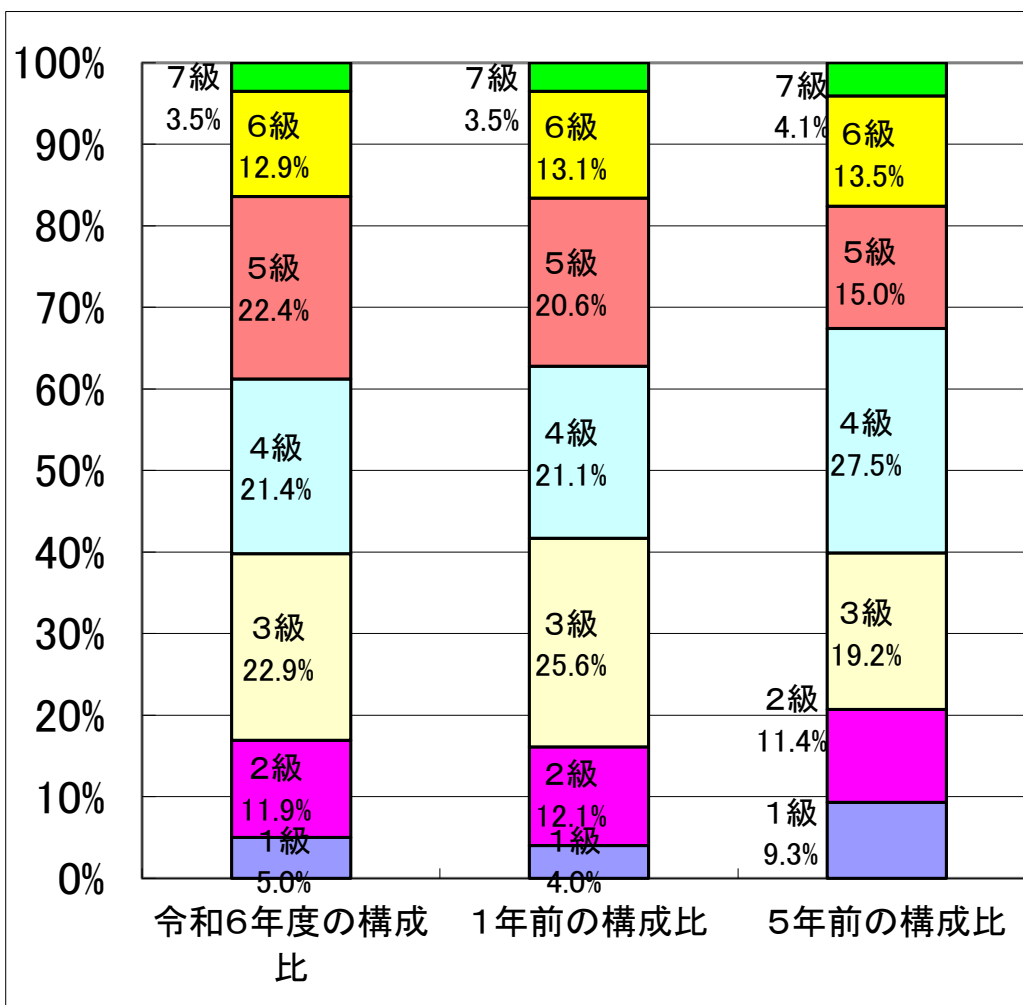
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	10人	5.0%	162,100円	249,400円
2 級	主 事、主任主事	24人	11.9%	208,000円	305,200円
3 級	主任	46人	22.9%	240,900円	351,000円
4 級	係長、専門員	43人	21.4%	271,600円	387,000円
5 級	課長補佐	45人	22.4%	295,400円	394,000円
6 級	課 長	26人	12.9%	323,100円	411,300円
7 級	部 長	7人	3.5%	365,500円	446,200円

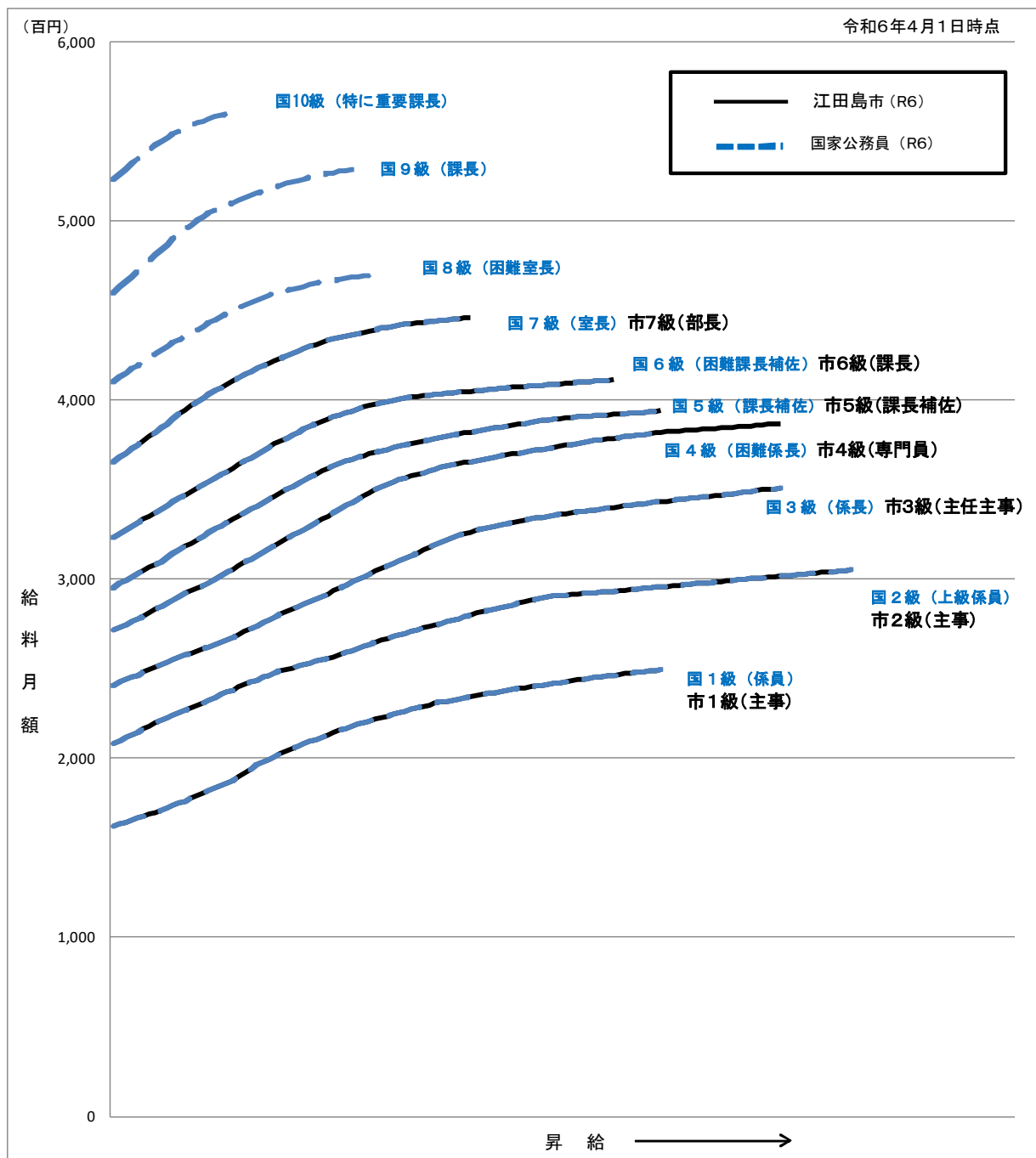
（注）1 江田島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
令和6年度の構成比	5.0%	11.9%	22.9%	21.4%	22.4%	12.9%	3.5%
1年前の構成比	4.0%	12.1%	25.6%	21.1%	20.6%	13.1%	3.5%
5年前の構成比	9.3%	11.4%	19.2%	27.5%	15.0%	13.5%	4.1%





級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
広島県江田島市	5.0%	11.9%	22.9%	21.4%	22.4%	12.9%	3.5%			

(3) 昇給への人事評価の活用状況（江田島市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している					
		活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分
		上位、標準、下位の区分			
		上位、標準の区分			
		標準、下位の区分			
		標準の区分のみ（一律）			
イ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

昇給日（1月1日）前の1年間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

4 職員の手当の状況

本市の全会計に係る手当の状況は、次のとおりです。

(1) 期末手当・勤勉手当

江田島市	広島県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,606千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,563千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～12%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（江田島市）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している					
		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
		上位、標準、下位の成績率			
		上位、標準の成績率			
		標準、下位の成績率			
		標準の成績率のみ（一律）			
イ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

江 田 島 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額					
（定年等）		（その他）			
20,728千円		1,624千円			

(注) 1 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,339千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		223,200円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
広島市	6.2%	6人	10%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			642千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			128,400円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			2.5%	
手当の種類（手当数）			12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度 決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事職員の 特殊勤務手当	従事した職員	感染症若しくは家 畜伝染病が発生又 は発生するおそれ のある場合に防疫 作業に従事する場 合	642千円	日額 1,500 円 ※新型コロナウイルス感染症 から市民等の生命及び健康を 保護するために緊急に行われ た措置に係る作業 3,000 円 (新型コロナウイルス感染症の 患者若しくはその疑いのある 者の身体に接触して又はこれ らの者に長時間にわたり接し て行う作業 4,000 円)
精神病患者等を護送す る職員の特殊勤務手当	従事した職員	精神病患者又はこ れに準ずる者を精 神病院等に護送す る業務に従事する 場合		1 回当たり 500 円
死亡獣畜等の処理作業 に従事する職員の特殊 勤務手当	従事した職員	死亡獣畜等の処理 作業に従事した場 合		1 体につき 500 円
行路死亡人の取り扱いに 従事する職員の特殊勤 務手当	従事した職員	行路死亡人の取り 扱い作業に従事し た場合		1 体につき 2,000 円
市税等滞納整理事務に 従事する職員の特殊勤 務手当	従事した職員	市税等滞納整理事 務に在勤庁を離れ て従事したとき		1 日当たり 500 円～1,000 円
有害鳥獣駆除に従事す る職員の特殊勤務手当	従事した職員	有害鳥獣駆除に従 事した場合		1 日当たり 平日 1,000 円 休日 2,500 円
生活保護業務に従事す る職員の特殊勤務手当	左記の福祉事 務所職員	生活保護業務に従 事する所員及びこ れらの現業事務の 指導監督を行う所 員		月額 10,700 円
前処理センターに勤務す る職員の特殊勤務手当	前処理センター に勤務する職員	し尿処理作業に従 事する場合		月額 13,000 円
リレーセンターに勤務す る職員の特殊勤務手当	リレーセンター に勤務する職員	ごみ処理作業に従 事する場合		月額 13,000 円 ごみ処理以外は7,000円
環境センターに勤務する 職員の特殊勤務手当	環境センターに 勤務する職員	ごみ処理作業に従 事する場合		月額 13,000 円
葬斎センターに勤務する 職員の特殊勤務手当	葬斎センターで 業務に従事した 職員	葬斎センターの業 務に従事する場合		月額 30,000 円 従事日数×1,000円を加算
消防本部及び消防署に 勤務する職員の特殊勤 務手当	消防本部・消防 署勤務職員	災害、災害調査、 救急活動、緊急走 行、潜水業務に従 事する場合		○災害活動の作業 300 円/出勤・回 ○災害調査活動 300 円/回 ○救急活動の作業 ＜救急救命士＞ 600 円/出勤・回 ＜救急救命士以外＞ 200 円/ ○緊急走行車両運転 ＜災害活動時＞ ・大型自動車 500 円/回 ・普通自動車・二輪

				430 円/回 <救急活動>330 円/回 ○潜水業務 <災害出動時>840 円/回 <訓練出動時>560 円/回
--	--	--	--	---

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	48,427千円
職員1人当たり平均支給額(令和5年度決算)	410千円
支給実績（令和4年度決算）	55,704千円
職員1人当たり平均支給額(令和4年度決算)	506千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	○扶養親族のある職員に支給される手当 ・配偶者6,500 円 ・子 10,000 円 ・配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・特定期間（満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子）の加算 5,000 円	同	—	22,411千円	243,600円
住 居 手 当	○月額16,000 円を超える家賃等を支払う職員に支給される手当（借家・借間） 最高支給限度 28,000 円 ○単身赴任手当を支給され留守配偶者が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。 ・上記、借家・借間の支給額の1/2 最高支給限度額 14,000円	同	—	12,398千円	302,400円
通 勤 手 当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当（交通機関等の利用者） ・運賃等相当額（自動車等の使用者） ・通勤距離に応じ5 km未満（2,000 円）～60 km以上（31,600 円）（交通機関等と自動車等との併用者） ・運賃相当額＋上記自動車等の使用者の額	同	—	21,125千円	129,600円
管 理 職 手 当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給される手当（月額）	異	管理職の級及び種別に応じ、規則で規定した額を支給	19,567千円	631,200円

	・部長 70,000円 ・課長(本庁) 50,000円 ・課長(本庁以外) 40,000円 ・主幹35,000円				
単身赴任手当	異動等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とした場合30,000円～100,000円	同	—	0千円	0円
夜間勤務手当	午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合勤務1時間当たりの給与額×25/100×時間数	同	—	0千円	0円
休日勤務手当	休日に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額×135/100×時間数	同	—	0千円	0円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時緊急の必要により休日及び平日夜間に勤務した場合：日額8,000円以内	異	管理職の級及び種別に応じ、規則で規定した額を支給	0千円	0円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当 ・勤務1回につき 4,400円 ・半日勤務に引き続いて行われる場合 6,600円 ・現場管理を含む場合 7,400円 ・現場管理を含む場合であって半日勤務に引き続いて行われる場合 11,100円	同	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額 等
給 料	市 長 副 市 長 教 育 長		820,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額
			700,000円	985,000円 / 391,500円
			620,000円	790,000円 / 420,000円
				— / —
報 酬	議 長 副 市 長 議 員		410,000円	545,000円 / 230,000円
			355,000円	475,000円 / 200,000円
			325,000円	442,000円 / 180,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(令和5年度支給割合) 4.50月分		
	議 長 副 市 長 議 員	(令和5年度支給割合) 4.50月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(算定方式) (1期当たりの手当額)		
		給料月額×支給率(5×年数)		
		給料月額×支給率(3×年数)		
		給料月額×支給率(2.5×年数)		
	備 考			

(注) 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されます。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

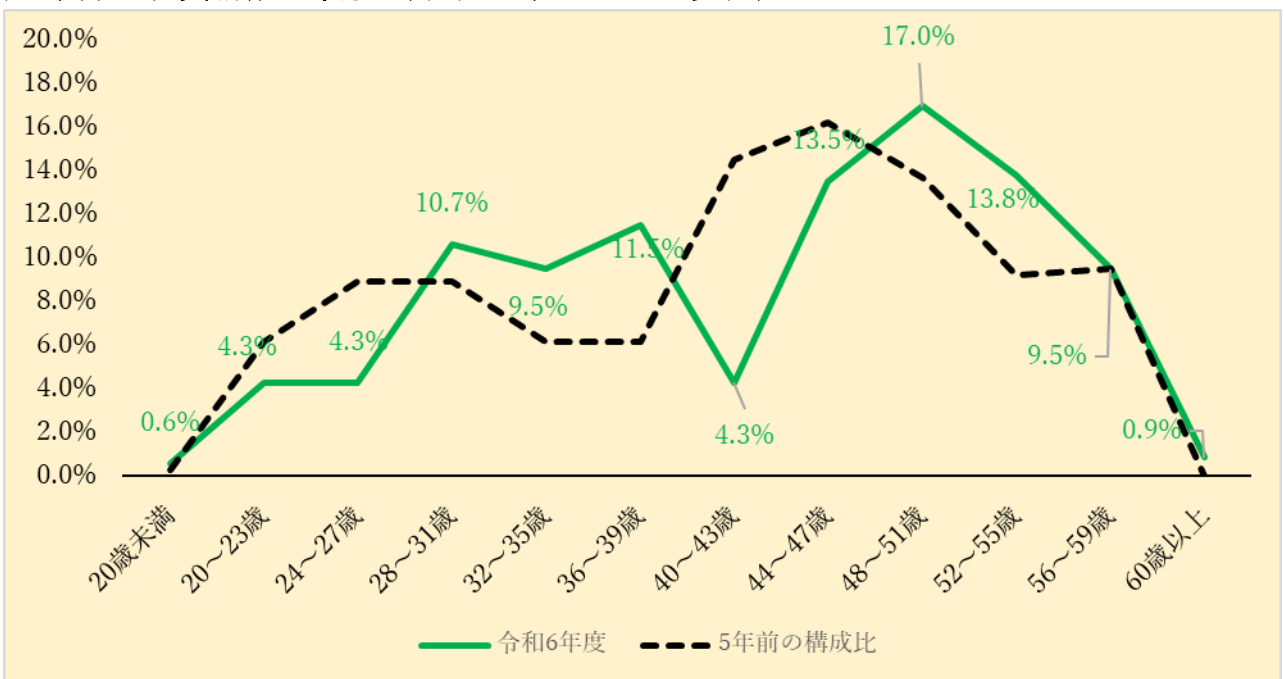
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	－	増員（再任用短時間職員の減員補充） 退職による欠員 増員（栄養士、保健師の配置） 増員（再任用短時間職員の減員補充）
		総 務	84	84	－	
		税 務	14	15	＋ 1	
		労 働			－	
		民 生	77	75	▲ 2	
		衛 生	12	14	＋ 2	
		農 林 水 産	13	13	－	
		商 工	8	8	－	
	土 木	24	25	＋ 1		
		計	236	238	＋ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 85.28人)
	教育部門	21	22	＋ 1	増員（社会教育施設の体制強化）	
	消防部門	64	64	－		
	小 計	321	324	＋ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 154.32人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 109.56人)	
公 企 営 計 企 業 部 門 等	水 道 下 水 道 そ の 他	0	0	－		
		7	7	－		
		16	16	－		
	小 計	23	23	－		
合 計			344 [380]	347 [380]	＋ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 165.27人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	15人	15人	37人	33人	40人	15人	47人	59人	48人	33人	3人	347人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	H 31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	231	228	226	221	236	238	+ 7 人(+ 3.0%)
教育	23	23	22	21	21	22	▲ 1 人(▲ 4.3%)
消防	63	63	64	65	64	64	+ 1 人(+ 1.6%)
普通会計計	317	314	312	307	321	324	+ 7 人(+ 2.2%)
公営企業等会計計	40	37	39	38	23	23	▲ 17 人(▲ 42.5%)
総合計	357	351	351	345	344	347	▲ 10 人(▲ 2.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

(4) 職員の採用状況（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

(単位：人)

試験 区分	職 種	受験者数			最終合格者数			採用者数			前年度
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	採用者数
高校 卒業 程度	一 般 事 務	26	17	43	5	1	6	5	1	6	7
	土 木 技 師	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	建 築 技 師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	保 育 士	4	10	14	0	4	4	0	4	4	2
	保 健 師	0	4	4	0	2	2	0	2	2	2
	社 会 福 祉 士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	主任介護支援専門員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	学 芸 職 員	6	1	7	1	0	1	1	0	1	0
	消 防 吏 員	6	0	6	4	0	4	4	0	4	2
	計	44	32	76	10	7	17	10	7	17	18

(5) 職員の退職等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(単位：人)

区 分	人 数	前年度人数
定年退職	2	6
勸奨退職	2	2
普通退職	9	11
分限免職	－	－
懲戒免職	－	－
失 職	－	－
死亡退職	－	－
退職派遣	－	－
計	13	19
再任用職員	－	－

(注) 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の2第1項の規定により離職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれる。

2 勸奨退職等：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。

3 普通退職：自己都合により退職すること。

4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第16条各号（第3号を除く。）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当し離職すること。

5 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員（短時間勤務を除く。）

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）

（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備 考 (時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する)
38時間45分	8:30	17:15	60分	新型コロナウイルス感染症対策としてシフト勤務を実施

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

総使用日数	対象職員数	年次有給休暇の取得 が5日未満の職員数	平均使用日数	年次有給休暇の取得 が5日未満の職員率
A	B	C	A/B	C/B
1,894日	152人	13人	12.5日	8.6%

（注） 「対象職員数」は、非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員数で、通年在職した職員（育児休業者などを除く。）の数

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数 A	対象職員数	実支給総人員数 (手当を支給した延べ人数) B	職員一人当たりの時間外・休日勤務 月平均時間数 A/B
23,050時間	218	2,616人	8.81時間

（注） 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数

2 「対象職員数」は、管理職、企業職員を除く全職員数

(4) 特別休暇等の状況（令和6年4月1日現在）

休 暇 の 種 類		付与日数 ・ 期間等	有給・無給 の別	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容
特 別 休 暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給	同	
	職員が証人等として官公署等へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給	同	
	諸官庁の事務の全部又は一部の停止の場合	必要と認められる期間	有給	異	国は制度無
	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間	有給	同	
	職員が次の災害、福祉に関するボランティア活動を行う場合 ア 被災地等における被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム等における活動 ウ ア、イ以外の障害者等の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間	有給	同	
	職員が結婚する場合	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間	有給	同	
	女子職員が8週間以内に出産する場合	出産の日までの申し出た期間	有給	同	

	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給	同	
	妊娠中又は出産後1年以内に保健指導、健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週～満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間	有給	異	国は制度無
	妊娠中の女子職員の通勤緩和の場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を越えない範囲内で必要と認められる時間	有給	異	国は制度無
	女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間	有給	異	国は制度無
	職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	有給	同	
	職員の妻が出産する場合	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間	有給	同	
	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間前から出産の日後8週間を経過するまでの期間に、小学校就学前の子を養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給	同	
	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合	一の年において5日の範囲内の期間（2人以上は10日）	有給	同	
	短期介護休暇	一の年において5日の範囲内の期間（2人以上は11日）	有給	同	
	職員の親族が死亡した場合	親族の種類に応じた日数の範囲内の期間	有給	同	
	父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間	有給	同	
	夏季における健康の維持及び増進等の場合	一の年の6月から10月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間	有給	同	
	現住居の滅失、損壊の場合	7日の範囲内の期間	有給	同	
	災害、交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給	同	
	災害時において退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給	同	
職務専念義務免除	研修を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
	厚生に関する計画の実施に参加する場合	必要と認められる期間	有給		
	必要と認められる団体の役員又は職員の地位を兼ね、その事務に従事する場合	必要と認められる期間	有給		
	学校等からの委嘱を受けて、講義等を行う場合	必要と認められる期間	有給		
	職務に関係のある試験又は選考を受ける場合	必要と認められる期間	有給		

	夏期休暇の場合	一の年の６月から１０月までの期間内における２日の範囲内の期間	有給		
	健康診査及び人間ドックを受ける場合	必要と認められる期間	有給		

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）（単位：人）

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第 1 項第 1 号					0
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号			44		44
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第 1 項第 3 号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条 第 1 項第 4 号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条 第 2 項第 2 号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第 2 項					0
計		0	0	44	0	44

(2) 懲戒処分者数（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）（単位：人）

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号						0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号						0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号						0
計		0	0	0	0	0	0

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

9 職員の服務の状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

（令和5年4月1日現在）

派遣形態 根 拠		法 人 名	派遣職員数（人）		
			役員	職員	合計
職員 派遣	民法法人 派遣法第2条第1号				
	一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号				
	特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号				
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第2条第4号	市長会			
		議長会			
	小 計				
退職 派遣	特定法人 派遣法第10条				
	小 計				
合 計					0

(2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第38条関係）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区 分	人 （件）	備 考
許可人数 （または許可件数）	5 （5）	農業、不動産の賃貸

（注）営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

10 職員の研修の状況

(1) 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期間
有	平成21年6月

(2) 研修の実施状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

機関別研修	人数	備 考
広島県自治総合研修センター	72 人	
市町村アカデミー等	15 人	
広島市職員研修	3 人	
独自研修	976 人	市独自の研修
研修派遣	5 人	
計	1,071 人	

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区 分	受診者数	内 容 等
定期健康診断	12 人	市が実施する定期健診
短期人間ドック	315 人	医療機関が実施する健診 （広島県市町村職員共済組合、広島県市町村職員互助会から 費用の一部を助成）

(2) 公務災害の発生状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

公務災害(件)	通勤災害(件)
5	1

12 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	R4. 3. 31 現在 継続件数 A	R4. 4. 1～R5. 3. 31 の措 置要求の件数 B	R4. 4. 1～R5. 3. 31 の 終結件数 C	R5. 3. 31 現在 継続件数 (A+B-C)
給 与				
旅 費				
勤務時間				
休 暇		該当なし		
執務環境				
厚生福利				
転 任				
任 用				
そ の 他				
合 計				

13 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分	R4. 3. 31 現在 継続件数 A	R4. 4. 1～R5. 3. 31 の不 服申立ての件数 B	R4. 4. 1～R5. 3. 31 の 終結件数 C	R5. 3. 31 現在 継続件数 (A+B-C)
分 限 処 分	降給			
	降任			
	休職	該当なし		
	免職			
懲 戒 処 分	戒告			
	減給			
	停職			
	免職			
転 任				
そ の 他				
合 計				

14 公営企業職員の状況

下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	1,134,345千円	0千円	44,839千円	4.0%	5.0%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	9人	32,373千円	3,718千円	8,748千円	44,839千円	4,982千円	6,023千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
江田島市(一般行政)	44.3歳	333,985円	386,667円
事 業 者 江田島市(下水道事業)	50.1歳	299,750円	415,176円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みません。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
水道使用料、下水道使用料、下水道事業受益者分担金等の滞納整理に従事する職員の特殊勤務手当	従事した職員	水道使用料、下水道使用料、下水道事業受益者分担金等の滞納整理に従事する場合	0千円	日額 500円

イ その他の手当（令和6年4月1日現在）

その他の手当については、「4 職員の手当の状況」のとおりです。